本号で公布された法令のあらまし

◇老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百八十八号）（国土交通省）

第１　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正

１　題名

題名を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に改める。（題名関係）

２　マンション等売却事業

定款の変更に関する特別議決事項に、売却等マンション又は売却敷地の追加又は数の縮減を追加する。（第三十条関係）

３　マンション除却事業

⑴　マンション除却組合

イ　マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときにおいて一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション除却組合に通知しなければならないものとする。（第三十五条の二関係）

ロ　定款の変更に関する特別議決事項は、次に掲げるものとする。（第三十五条の四関係）

㈠　事業に要する経費の分担に関する事項の変更

㈡　総代会の新設又は廃止

⑵　補償金支払手続等

イ　除却マンションの明渡しにより当該除却マンションを専有している者が通常受ける損失の額は、移転料、営業上の損失その他国土交通省令で定める損失について、国土交通省令で定めるところにより計算した額とする。（第三十五条の六関係）

ロ　マンション除却事業の実施に関し書類の送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき等において、当該書類の送付に代えることができる公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、除却マンションの敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならないものとする。（第三十五条の八関係）

４　除却等をする必要のあるマンションに係る容積率等の特例に係る敷地面積の規模

容積率等の特例を受けることができるマンションの敷地面積の規模は、第一種低層住居専用地域等については千平方メートル以上、第一種中高層住居専用地域等については五百平方メートル以上、近隣商業地域等については三百平方メートル以上とするものとする。（第三十五条の十関係）

５　その他

その他所要の改正を行う。

第２　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正

１　合理的土地利用建築物の対象に、マンション再建事業の施行により建築されたマンション等を追加する。（第四条関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　関係政令の一部改正

宅地建物取引業法施行令その他の政令について所要の改正を行う。

第４　附則

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　その他所要の改正を行う。

◇重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十九号）（警察庁）

１　政令で定める庁舎に関する規定の整備

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第一項第一号ハの政令で定める庁舎のうち内閣官房及び内閣府に係るものを改める。（本則関係）

２　施行期日等

⑴　この政令は、令和七年十二月八日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を設ける。（附則第二項及び第三項関係）

◇貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百九十号）（国土交通省）

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令（政令第三百九十一号）（国土交通省）

１　運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続等

運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続に係る規定について、第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者に準用する場合における方法を定める。（第一条及び第二条関係）

２　施行期日

この政令は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百九十二号）（国土交通省）

１　船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量について特別の基準を適用する海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する。（第十一条の七及び別表第五関係）

２　船舶において使用する燃料油の品質について特別の基準を適用する海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する。（第十一条の十及び別表第五関係）

３　附則

⑴　この政令は、令和八年三月一日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二条関係）

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百九十三号）（内閣府本府）

１　連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者の追加

連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者として、匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受けることができる者、匿名障害児福祉等関連情報の提供を受けることができる者、匿名感染症関連情報の提供を受けることができる者、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けることができる者及び匿名指定難病関連情報の提供を受けることができる者を追加する。（第七条関係）

２　連結して利用することができる状態で連結可能匿名加工医療情報を提供することができる情報の追加

連結して利用することができる状態で連結可能匿名加工医療情報を提供することができる情報として、匿名小児慢性特定疾病関連情報、匿名障害児福祉等関連情報、匿名感染症関連情報、匿名障害福祉等関連情報及び匿名指定難病関連情報を追加する。（第八条関係）

３　連結して利用することができる状態にするための情報を提供する大臣に関する規定の整備

認定匿名加工医療情報作成事業者からの求めに応じ、連結して利用することができる状態にするために必要な情報を提供することができる大臣は、内閣総理大臣とする。（第九条関係）

４　その他

その他所要の改正を行う。

５　施行期日

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。（附則関係）

◇介護保険法施行令の一部を改正する政令（政令第三百九十四号）（厚生労働省）

１　介護保険法施行令の一部改正

第一号被保険者の区分のうち第一段階（介護保険法施行令第三十八条第一項第一号又は第三十九条第一項第一号に掲げる区分をいう。）及び第四段階（同令第三十八条第一項第四号又は第三十九条第一項第四号に掲げる区分をいう。）について、保険料率の算定に関する基準をそれぞれ見直す。（本則関係）

２　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）